

## ■会議録

### 1 開会

- 午後3時00分、月井教育長が那須塩原市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、令和3年第5回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

#### ○月井教育長

それでは、令和3年第5回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。  
次第に従いまして進めさせていただきます。

### 2 教育長挨拶

#### ○月井教育長

ここで開会に当たり、委員の皆様へ一言御挨拶申し上げます。

この間、新年度を迎えたように思いますが、気がつくと今日は4月27日ということで、4月も今週で終わりを迎えます。

先ほど紹介がありましたが、年度末の定期異動によりまして、後藤部長をはじめ、新しいメンバーも揃いまして、令和3年度のスタートを切ることができました。委員の皆様方におかれましては、今年度も何とぞよろしくお願いいたします。

さて、年度が替わったとは言え、新型コロナウイルス感染症への対策については、一切変わることなく継続して実施している状況であります。25日の日曜日から緊急事態宣言が発出された地域もございます。この県北の地にも、いつ変異株等の波が押し寄せてくるとも限りません。

我々にできることは、一人一人が感染症対策を徹底することで、感染をしない・させないよう心がけることだと思います。明けない夜はないと言います。必ず、この憂鬱な現状から少なからず解放される日が来ることを信じて、今は、ゴールデンウィークならぬ「我慢ウィーク」の日々を過ごしていければと思っております。

そんなコロナ禍の日々ではありますが、各学校では新年度がスタートし、子どもたちは希望に胸を膨らませながら順調に学校生活を送っているようです。

文化面におきましても、那須野が原博物館で行われております喜多川歌麿の大判7枚組錦絵であります「見立唐人行列」を含めた企画展が、大きく新聞等でも取り上げられ好評を博しております。那須塩原市の持つ様々な魅力を、今後とも広く発信していければと考えております。

最後に、本日は、「那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について」を含め議案が4件、報告事項が2件ございますので、効率的な審議ができますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお

願います。

### 3 会議録の承認

- 月井教育長が令和3年第4回定例会の議事録の承認を求め、臼井委員及び田村委員が内容に異議なく会議録に署名を行った。

### 4 教育長報告

#### ○月井教育長

続きまして、次第の4「教育長報告」に入ります。ここで皆様にお諮りいたします。本報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思っております。

なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要でございますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

#### ○委員全員

異議ありません。

#### ○月井教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

### 5 職務代理者の指名

#### ○月井教育長

それでは、次に、次第の5 職務代理者の指名に入ります。

職務代理者につきましては、これまで田村委員にその任を担っていただきました。新年度となったことから、改めて「那須塩原市教育委員会 会議規則第4条」の規定に基づき、私から指名させていただきます。

職務代理者につきましては、引き続き、田村委員にお願いしたいと思っておりますが、田村委員、よろしいでしょうか。

#### ○田村委員

承知しました。

#### ○月井教育長

ありがとうございます。ここで、田村委員から一言御挨拶をお願いいたします。

○田村委員

改めまして、職務代理者に指名されました田村でございます。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で教育関係の行事等も制限されており、肩書だけで終わってしまったというふうに思っておりました。令和3年度は、昨年度よりは会合等が増えることが予想されますので、那須塩原市教育委員会のお役に立てるよう努めたいと思います。引き続き、よろしくお願いいたします。

○月井教育長

田村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

6 付議事件

<議案第16号について>

○月井教育長

次に次第の6付議事件に入らせていただきます。

はじめに、議案第16号「那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

那須塩原市・那須町採択地区協議会規約第5条の規定に基づき、採択地区協議会の委員の指名を求めます。

—資料に基づき議案の内容を説明—

○月井教育長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問等をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

令和元年度及び令和2年度は、大澤委員に本委員を務めていただきましたが、本年度はいかがでしょうか。

○大澤委員

お引き受けいたします。

○月井教育長

それでは、本委員を大澤委員にお願いすることで御了解いただけますでしょうか。

○委員全員

よろしくお願いいたします。

○月井教育長

それでは、議案第16号「那須塩原市・那須町採択地区協議会委員の指名について」は大澤委員を指名することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、那須塩原市・那須町採択地区協議会委員に大澤委員を指名することで可決いたしました。よろしくお願いいたします。

<議案第17号について>

次に、議案第17号「那須塩原市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市文化財保護条例施行規則第22条第2項の規定に基づき、那須塩原市文化財保護審議会の委員を委嘱するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問等をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第17号「那須塩原市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

## <議案第18号について>

次に、議案第18号「那須塩原市那須野が原博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

はい、生涯学習課長。

### ○生涯学習課長

#### 【提案理由】

那須塩原市那須野が原博物館条例第3条第2項の規定に基づき、那須塩原市那須野が原博物館協議会委員を任命するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

### ○月井教育長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、委員の皆様のお意見、御質問等をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、遠藤委員。

### ○遠藤委員

No.6の金井忠夫さんは、博物館学が御専門ということですが、どのような経歴をお持ちの方なのでしょうか。

### ○月井教育長

はい、生涯学習課長。

### ○生涯学習課長

金井忠夫さんは、元市職員であり、学芸員として那須野が原博物館の館長などを歴任され、那須地域の歴史や郷土史に大変詳しい方でございます。

### ○月井教育長

その他、いかがでしょうか。

### ○委員全員

ありません。

### ○月井教育長

それでは、議案第18号「那須塩原市那須野が原博物館協議会委員の任命について」は、原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

### ○委員全員

異議ありません。

### ○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第19号について>

○月井教育長

続きまして、議案第19号「那須塩原市立学校の設置に関する条例の一部改正について」事務局から説明を求めます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

那須塩原市立学校の設置に関する条例の一部を改正することを、令和3年那須塩原市議会定例会に上程するに当たり、教育委員会の意見を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、委員の皆様のお意見、御質問等をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第19号「那須塩原市立学校の設置に関する条例の一部改正について」は、原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<報告第21号、報告第22号について>

○月井教育長

続きまして、報告第21号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第22号「令和3年度準要保護児童生徒の認定について」は、関連がございますので一括して事務局から説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第21号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

**【報告理由（報告第22号）】**

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からあった準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

**○月井教育長**

事務局からの説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問等をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

**○委員全員**

ありません。

**○月井教育長**

それでは、本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年第5回教育委員会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

以上